

業務仕様書

委託業務名	令和 7 年度市有施設の建築基準法第 1 2 条第 4 項の規定に基づく 防火設備点検業務
委託場所	大津市御陵町ほか
委託期間	契約締結日 より 令和 8 年 2 月 1 3 日（金）まで
対象施設	別添資料「令和 7 年度防火設備点検業務対象一覧表」のとおり

大津市建設部施設支援室

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、大津市が委託して実施する「令和7年度市有施設の建築基準法第12条第4項の規定に基づく防火設備点検業務」(以下「業務」という。)について適用する。

(業務の内容)

第2条 市有建築物に設置された防火設備に関して、建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検(以下「点検」という。)を行い、第20条(点検結果の報告)に定める報告書をまとめるもの。

(再委託の制限)

第3条 受託者は、業務の全部を再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合は、大津市が定める「業務委託再委託契約に関する再委託ガイドライン」に基づき、あらかじめ委託者に再委託承諾申請書を提出し、承諾を得ること。

(守秘義務)

第4条 業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密は、委託者の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(監督職員)

第6条 本業務における監督職員は、各点検対象施設を所管する所属の職員及び施設支援室の職員とする。

(安全の確保等)

第7条 業務の実施に当たっては、施設管理者と協議の上、第18条(危害の防止対策)に基づき常に安全の確保に努めなければならない。また、あらかじめ点検従事者及び第三者に対する事故を包括する保険(例：消防設備業総合保険、又は業務災害補償保険かつ請負業者賠償責任保険)に加入すること。

(暴力団員等による不当介入の排除)

第8条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別添第1号)によ

り所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託等の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。

- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 業務の内容及び実施

（点検の対象）

第9条 建築基準法第12条第4項の規定による市有建築物の特定建築設備等のうち以下の防火設備（常時閉鎖した状態にあるものを除く。）とする。

- (1) 防火扉
- (2) 防火シャッター
- (3) 耐火クロスクリーン

（点検の内容）

第10条 建築基準法施行規則第6条の2第1項の規定に基づき、防火設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認する。点検の項目、事項、方法及び結果の判断基準は、平成28年国土交通省告示第723号第1（以下「告示」という。）の規定に基づくとともに、次の各号に従って行う。

- (1) 検査項目及び検査事項中（以下、この項各号において同じ。）「総合的な作動の状況」の確認においては、複数の堅穴区画（建築基準法施行令第112条第11項から第13項の規定による区画のことをいう。）がある建築物の場合、検査方法欄に「当該区画のうち一以上を対象として」とあるのは、「当該区画のすべてを対象として」に替え、すべての堅穴区画を対象として点検する。
- (2) 防火扉の本体扉にくぐり戸が組込まれている場合は、当該くぐり戸の「取付けの状況」、「劣化及び損傷の状況」及び危害防止装置における「作動の状況」の確認をし、それぞれ本体扉と同じ検査方法及び判定基準により点検する。
- (3) 点検の対象となる防火設備に手動閉鎖装置がある場合は、手動閉鎖装置の「設置状況」の検査事項においてその操作による防火設備の作動を確認し、作動しないときは指摘する。

（適用基準）

第11条 点検は、「防火設備定期検査業務基準」（最新版 一般財団法人日本建築防災協会発行）を適用基準として行い、受託者は、業務の着手までに適用基準を自らの負担において備えるものとする。

（実施体制）

第12条 受託者は、契約後速やかに管理技術者を定め、書面をもって提出する。なお、管理技術者は次条（点検の資格者）の資格者を充てることとし、資格を証する書面（資格者証の写し等）を添えること。また、業務の実施に当たっての業務実施体制図を提出する。

受託した法人に属しない協力者がいる場合で次条（点検の資格者）に該当する場合は、その資格を証明する書面（資格者証の写し等）を添えること。

協力者は、点検作業を管理技術者の監督・指示のもとで行うものとする。

（点検の資格者）

第 13 条 点検を行う者は、補助的な作業を行う者を除き、以下のいずれかの者とし、第 10 条（適用基準）に定める基準について十分な知識を持つ者とする。

- （1）建築士法第 5 条第 2 項に規定する一級建築士免許証の交付を受けている者
- （2）建築士法第 5 条第 2 項に規定する二級建築士免許証の交付を受けている者
- （3）建築基準法施行規則第 6 条の 5 第 2 項に規定する資格者証のうち防火設備検査員資格者証の交付を受けている者

（資料の貸与）

第 14 条 受託者は、委託者が所有する図面等のうち、本業務の遂行上必要な資料の貸与を受けることができる。なお、各施設の平面図については JWW. CAD データを提供する。また、受託者は、貸与を受けた資料の保管、取扱等に十分注意し、本業務の完了後は速やかに返却しなければならない。

（日程調整）

第 15 条 施設ごとの点検の実施日時は、受託者と施設管理者との協議により決定する。日時の提案及び決定に当たっては、施設運営への支障及び施設管理者の業務負担が最小限となるよう配慮すること。

（業務計画）

第 16 条 受託者は、点検の実施に先立ち、施設ごとの点検等の日時、想定する作業時間、並びに従事者の氏名及び保有資格について示した業務計画書（業務工程表を含む。）を提出し、委託者の承諾を受けること。なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに委託者に変更届を提出し、承諾を受けること。

（点検前の注意事項等）

第 17 条 点検の実施に当たり、対象に係る部分及びその周囲の箇所を損傷等悪化させるおそれがあるときは、あらかじめ施設管理者及び監督職員に連絡し、承諾を得た上で実施すること。

また、必要な位置に点検口が設置されていないなど容易に点検を行うことができない場合は、あらかじめ施設管理者及び監督職員に連絡し、対応については協議による。

（危害の防止対策）

第 18 条 点検の実施に当たっては、第 11 条（適用基準）に定める適用基準に記載のある安全に係る留意事項等を遵守し、特に次の事項には十分な注意を要する。

- （1）点検実施時は、人（点検従事者を含む。）や物の存在が周囲にないことを確認し、第三者が近寄らないよう対策を講じるものとする。
- （2）感知器と連動し作動する機器には、検査予定以外の防火設備及びその他の機器が含まれているおそれがあることを認識し、事前の確認及び施設管理者への周知を図る。
- （3）防火扉は、ドアクローザー等の不具合により急に閉鎖することがある。また、部材の破損、緩み等に

よる開閉時の扉の外れ、ぐらつき等を考慮する。

- (4) 防火シャッターは、ローラチェーンの脱落や破断、又はワイヤロープの破断等によりシャッターカーテンが急降下することがある。また、点検終了後はすべてを元の状態に復旧し、シャッターカーテンが不意に急降下しないことを確認する。
- (5) 高所や不安定な場所等で作業を行う場合は、必要に応じて足場等を設けるものとする。

(応急措置等)

第 19 条 点検の結果、対象に係る部分及びその周囲の箇所が損傷等悪化した場合は、速やかに施設管理者及び監督職員に報告するとともに、簡易な方法により応急措置（危害の防止措置を含む。）を講じることとする。

また、機器に塵埃があれば簡易清掃をし、油切れ等による不具合程度であれば注油、各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、調整等で容易に改善可能なものは当該業務の範囲とする。

なお、必要な措置に掛かる費用負担については、施設管理者及び監督職員との協議によることとする。

(点検結果の報告)

第 20 条 点検結果の報告は、各施設の棟ごとに下表に掲げる書類を作成し、点検結果報告書として点検終了後概ね 1 ヶ月以内に委託者に提出するものとする。

また、書面の報告書とあわせて、電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel 又は JWW. CAD とその Adobe PDF）を記録した CD-R 又は DVD-R を提出するものとし、電子データにはウイルス対策等の措置を講じることとする。

なお、重大な指摘事項があった場合については、点検終了後速やかに施設管理者に報告するものとする。

書類	備考（用紙サイズ、データ形式※）
定期点検結果報告書	点検報告様式（A4）（Microsoft Word）
検査結果表	平成 28 年国土交通省告示第 723 号第 2 の防火設備の種類に応じて棟ごとに作成する。（A4）（Microsoft Excel 等） (1) 防火扉 別記第 1 号 (2) 防火シャッター 別記第 2 号 (3) 耐火クロススクリーン 別記第 3 号
配置図	記載事項は次のとおり。様式は任意とする。（A4 又は A3）（JWW. CAD 等） ● 縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地に接する道路の位置 ● 点検対象建築物の位置及び棟名称（又は用途） ● 敷地内の他の主要な建築物の位置及び棟名称（又は用途） ● 点検対象建築物が複数棟ある場合の報告に係る棟の符号（番号等） ● その他必要な事項
検査結果図	平成 28 年国土交通省告示第 723 号第 2 別添 1 様式（A3）（Microsoft Word） ※以下の事項が記載された各階平面図（JWW. CAD）に替えてもよい。 記載事項は次のとおり。 ● 各階平面図（点検対象建築物に限る。）（A3） ● 縮尺、方位 ● 間取、主要な室の用途 ● 防火設備の位置、種別及び符号（番号等） ● 感知器の位置、種別及び符号（番号等） ● 連動制御器の位置（複数の連動機構がある場合はその明示） ● 縦穴区画を構成する防火設備のうち、一の感知器により同時に作動する区域、及び「総合的な作動の状況」の「防火区画の形成の状況」の点検対象 ● 点検結果に係る指摘事項等（赤字で明記）及び写真撮影位置・写真番号

	● 点検対象の防火設備が防火扉の場合はその開放方向、防火シャッターの場合は手動閉鎖装置の位置、耐火クロススクリーンの場合は避難開口の位置、開放方向及び手動閉鎖装置の位置 ● その他必要な事項
関係写真	平成 28 年国土交通省告示第 723 号第 2 別添 2 様式 (A4) (Microsoft Word 等) ※必要事項が記載されていれば任意様式 (A4) に替えてもよい。
防火設備一覧表	棟ごと及び階ごとの点検対象である防火設備の種類、数量、及び点検結果による検査項目ごとの指摘事項並びに要是正事項 (既存不適格を含む。) に対する必要な修繕・更新等の内容の一覧表 (A4 又は A3) (Microsoft Excel) なお、防火扉及び耐火クロススクリーン (バランス式のものに限る。) における危害防止装置の「作動の状況」の点検結果については、運動エネルギー及び閉鎖力の両方を記録すること。 様式は任意とする。
その他	● 第 19 条 (応急措置等) に掲げる措置状況 ● 協議及び質疑応答があった場合の記録 ● 上記のほか、監督職員が必要と認める書類 上段の様式に納まらない点検記録などは、適宜報告書に追記するか別に記載したものを添付する。(A4 又は A3)

※本表に記載のないデータ形式を用いる場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。

※提出部数は 2 部とし、電子データについては、1 部は施設ごとに記録媒体を作成し、もう 1 部は全施設の結果をまとめて 1 つの記録媒体に記録すること。

(完了検査)

第 21 条 受託者は、業務完了後、委託者に本業務の完了報告書を提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 「完了届」(大津市様式) は、全ての点検が終了した日から 1 ヶ月以内、または委託期間最終日のいずれかの早い日までに提出すること。
- (2) 完了検査は、完了報告書のほか、点検の履行及び前条 (点検結果の報告) に掲げる提出書類も対象とする。
- (3) 受託者は、委託者から記載不備などの指摘があった場合、次条 (訂正又は補正等) に基づき、必要な措置を行うこと。
- (4) 完了検査に合格したことをもって、業務の終了とする。

(訂正又は補正等)

第 22 条 受託者は、第 20 条及び第 21 条に定める報告書に受託者の過失又は遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、委託者が必要と認める訂正、補正その他の適切な処置を速やかに行うものとする。

(その他の条件)

第 23 条 本業務の実施に当たってのその他の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 光熱水費等 業務の実施に必要な光熱水費等の負担は、施設管理者及び監督職員との協議による。
- (2) 駐車場の利用 駐車場は、あらかじめ施設管理者の承諾を受けた場合に限り利用することができる。
- (3) 火気の取扱い 作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理者の承諾を得た上で、その取り扱いに際しては十分に注意する。
- (4) 喫煙 各施設の敷地内においては禁煙とする。
- (5) 出入り禁止箇所等 業務に関係のない場所及び一部室への出入りは、禁止する。また、みだりに関係のない機械器具や書類等に触れないこと。なお、施設や備品等を破損した場合は、速やかに施設管理

者に連絡し、その指示に従うこと。

- (6) 服装等 当業務に従事する者は、名札又は腕章をつけ、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施すること。また、ヘルメットの着用など安全対策を講じること。
- (7) 共用施設等の利用 施設内の便所、エレベーター等の一般共用施設、及び休憩室等は、あらかじめ施設管理者の承諾を受けて利用することができる。
- (8) 廃棄物の処分 業務の実施に伴い発生した廃棄物は、持ち帰るなど、受託者が責任をもって処分すること。
- (9) 持込み資機材 点検に用いる機器・機材等は受託者の負担により準備するものとし、これらは原則として毎日持ち帰るものとする。

ただし、施設管理者の承諾を得た場合には残置することができるものとするが、管理において施設管理者は、一切の責任を負わないものとする。

- (10) その他不明な事項は、その都度監督職員に確認するものとする。

令和7年度防火設備点検業務対象一覧表

No	対象施設				建物情報					防火設備設置数量（単位：箇所）				
	施設名	住所	部局	所管所属	建設年度 (※)	建物棟延床面積(m ²)	構造	階数 (地下)	階数 (地上)	①防火扉	②防火シャッター (手動)	③防火シャッター (電動)	④耐火クロススクリーン	合計 (①+②+③+④)
1	市民文化会館	大津市御陵町2-3	市民部	市民文化会館	1989年	1,670	RC造	0	2	0	0	1	0	1
2	歴史博物館	大津市御陵町2-2	市民部	歴史博物館	1990年	5,469	RC造	1	2	7	0	1	0	8
3	障害者福祉センター	大津市におの浜四丁目2-33	健康福祉部	障害福祉課	1974年	1,211	RC造	0	3	0	3	0	0	3
4	大津市医師会立看護専門学校	大津市園城寺町233-5	健康福祉部	保健総務課	1990年	994	RC造	0	4	3	0	1	0	4
5	中老人福祉センター	大津市打出浜1-5	健康福祉部	長寿施設課	1980年	1,846	RC造	0	3	0	4	0	4	8
6	曳山展示館	大津市中央一丁目2-27	産業観光部	観光振興課	1991年	861	RC造	0	4	3	8	0	3	14
7	公設地方卸売市場	大津市瀬田大江町59-1	産業観光部	公設地方卸売市場管理課	1987年	24,095	S造(重)	0	4	15	2	12	0	29
8	勤労福祉センター	大津市打出浜1-6	産業観光部	商工労働政策課	1984年	4,516	SRC造	0	5	5	2	0	0	7
9	堅田駅前自転車駐車場	大津市真野一丁目5-1	建設部	建設監理課	2009年	1,957	S造 (重軽は不明)	0	2	1	0	1	0	2
10	瀬田駅北口自転車駐車場	大津市大萱二丁目21-12	建設部	建設監理課	1992年	540	S造(重軽は不明)	0	3	1	0	0	0	1
11	生涯学習センター	大津市本丸町6-50	教育委員会	生涯学習センター	1991年	10,086	RC造	1	5	13	42	0	0	55
12	図書館	大津市浜大津二丁目1-3	教育委員会	図書館	1981年	3,350	RC造	0	4	6	0	0	0	6
13	北部地域文化センター	大津市堅田二丁目1-11	教育委員会	北部地域文化センター	1993年	3,375	RC造	0	2	1	0	1	0	2
14	葛川少年自然の家	大津市葛川坊村町243	教育委員会	葛川少年自然の家	1987年	2,479	RC造	0	2	0	0	1	0	1
15	和邇文化センター	大津市和邇高城12	教育委員会 市民部	和邇文化センター 自治協働課	1987年	2,536	RC造	0	3	0	5	0	0	5
16	北部地域総合消防防災センター	大津市真野二丁目23-1	消防局	消防総務課	2014年	2,459	RC造	0	3	5	0	5	0	10
17	南消防署	大津市光が丘町5-7	消防局	消防総務課	1995年	2,281	RC造	0	3	6	0	0	0	6
18	浜大津公共駐車場(1～5階部分のみ)	大津市光が丘町5-7	建設部	建設監理課	1997年	11,964	S造一部SRC造	0	7	1	0	12	0	13

(※)複数棟ある場合は、一番古い棟の建設年度を示す。

別記様式第 1 号

令和 年 月 日

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市長 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受 注 者	所在地	(本社)	電話 () — F A X () —	
		(現場事務所)	電話 () — F A X () —	
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 () —
		(対応者) 所属会社名		電話 () —
		氏 名		
役 職				
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — F A X () —		
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — F A X () —	
工 事 件 名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無			
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃			

- 注 1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

定期点検検査報告書
(防火設備)

建築基準法第 12 条第 4 項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

大津市長 様

令和 年 月 日

報告書作成者（受託者）
住所
氏名

【1. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名所】
【ニ. 用途】
【ホ. 所管部局名称】

【2. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 延べ面積】 m²

【3. 防火設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法等の適用】
☐ 階避難安全検証法（ 階） ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他（ ）

【ロ. 防火扉等（随時閉鎖式防火設備に限る。）の設置数】

☐ 防火扉	枚	☐ 煙感知器	箇所
☐ 防火シャッター（手動巻上式）	枚	☐ 熱煙複合式感知器	箇所
☐ 防火シャッター（電動巻上式）	枚	☐ 熱感知器	箇所
☐ 耐火クロススクリーン	枚	☐ 温度ヒューズ	箇所

【4. 点検日時】

- 【イ. 今回の点検】 令和 年 月 日 実施
【ロ. 前回の点検】 ☐ 実施（令和 年 月 日） ☐ 未実施

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 未定

【6. 防火設備の点検者】

（代表となる点検者）

【イ. 資格】 () 建築士 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の点検者）

【イ. 資格】 () 建築士 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【7. 備考】

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ④ 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ⑤ 点検者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ⑥ 3 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボ

ックスに、同令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 67 条の 2、第 67 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑦ 3 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。
- ⑧ 4 欄の「イ」は点検が終了した年月日を記入してください。
- ⑨ 5 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認された時は併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 5 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑪ 5 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）当該指摘を受けた項目について、改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。改善予定が未定の場合は「ハ」の「未定」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係る全ての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑭ 6 欄の「ニ」は点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑮ 6 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑯ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者			氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者					
	その他の検査者					

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号		
			指摘なし	要是正	既 存 不 適 格			
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況						
(2)		扉の取付けの状況						
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況						
(4)		常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)	固定の状況					
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況					
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(7)			感知の状況					
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(10)				結線接続の状況				
(11)				接地の状況				
(12)				予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(14)				容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(16)			再ロック防止機構の作動の状況					
(17)		防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況						
(18)	総合的な作動の状況	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況						
上記以外の検査項目								
特記事項								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月				

- (注意)
- ①

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ②

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③

「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④

該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤

「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥

「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨

「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩

「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合に於いても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫

各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬

要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況				

上記以外の検査項目						

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況					
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格		
(1)	ドレンチャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び 懸垂物等の状況				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)		排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)			給水装置の状況				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装 置の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 (火災感知用ヘッド等 の感知装置を含む。)	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況					
(26)		防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定 による区画に限る。)の形成の状況					
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善（予 定）年月	

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
 - ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
 - ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
 - ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。